

【令和5年度 第1回 さいたま市環境審議会】

日 時	令和5年5月9日（火）13時00分～14時20分
場 所	さいたま市役所別館2階 第5委員会室
出席者	<p>【委 員】</p> <p>増田 幸宏 会長 小口 千明 副会長 飯野 耕司 委員 飯野 俊彦 委員 石井 正 委員 石川 憲次 委員 市川 千恵 委員 金子 貴代 委員 鎌田 正男 委員 鈴木 詩衣菜 委員 戸澤 譲 委員 藤田 彩子 委員 堀口 浩二 委員 前田 博之 委員 山崎 蓉子 委員 渡部 郷 委員</p> <p>【事務局】</p> <p>環境局 瀧口局長 環境共生部 大塚部長 環境共生部環境総務課 金子課長、松本係長、會田主事</p> <p>【庁内課】</p> <p>環境共生部脱炭素社会推進課 中園課長、吉田係長、林主査、清水主任</p>
欠 席	<p>【委 員】</p> <p>石川 幸利 委員 磐田 朋子 委員</p>

1. 開会

事務局

では、皆さま大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、令和5年度第1回さいたま市環境審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和5年度第1回さいたま市環境審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、環境総務課の金子でございます。よろしくお願いいたします。なお、本日の審議会につきましては、委員定数18名のうち16名の委員にご出席をいただいております。委員2分の1以上の出席がありますので、今回、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。それでは会議開会にあたりまして、環境局長の滝口よりご挨拶をさせていただきます。

2. 挨拶

事務局 局長

皆さまこんにちは。委員の皆さまには大変ご多忙の中、会議にご出席していただき誠にありがとうございます。今年度4月1日の人事異動により環境局長に着任いたしました滝口と申します。よろしくお願いいたします。

審議会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。さて、近年の激甚化する自然災害や気候変動を踏まえますと、地球温暖化の問題は切迫した全人類の課題とも言えます。さいたま市では、これらの危機に立ち向かうべく、令和2年7月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンシティを目指していくことを表明いたしました。さらに、令和3年5月、さいたま市気候非常事態宣言の発出を経て昨年3月にはゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップや、重点、優先的に取り組む施策を示すさいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略を策定いたしました。

そして昨年4月、全国で初めてとなる脱炭素先行地域として、他の25地域とともに選定され、本市の提案は全国へ横展開できます、実行の脱炭素ドミノの先行モデルとなるものとして評価されているところです。

さて、今回ご審議いただく内容については、国の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、温室効果ガス排出削減目標等の上方修正があったことに伴い、本市の第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等を改正する必要性が生じたため、諮問させていただきました。

委員の皆さまにおかれましては、これまでのご経験やご知見をいただき、幅広い視点からのご審議をいただきたいと存じます。ぜひ皆さまの慎重かつ活発なご議論をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、さいたま市の本日の出席者についてご報告をさせていただきます。今ご挨拶を申し上げました局長の瀧口でございます。

事務局 局長

瀧口でございます、よろしくお願いいたします。

事務局

次に、今年度から環境共生部長に着任いたしました大塚でございます。

事務局 部長

大塚でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

昨年度までありました、環境創造政策課が今年度から環境総務課と脱炭素社会推進課として、新設しております。環境審議会の事務局としまして担当させていただく私、環境総務課長の金子でございます。よろしくお願いいたします。また、本日議題の担当課であります、脱炭素社会推進課の中園でございます。

庁内課

脱炭素社会推進課長の中園と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

その他の職員につきましては、お配りしました座席表等をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。まず、本日机上に配付しております資料になります。「次第」、「委員名簿」、「席次表」、「諮問書の写し」、別紙「令和5年度 第1回さいたま市環境審議会議事に対するご意見について」になります。お手元のない資料がありましたら申し出てくださいますようお願いいたします。

次に、事前に送付いたしまして本日ご持参くださるようお願いしている資料としまして、「資料1 第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について」があります。また、本日はタブレットを用意しておりますので、資料1をお忘れのかたは、タブレットをご覧いただければと思います。

また現在も含めて説明中につきまして、タブレットはロックさせていただいております。自動的に説明に合わせて動きますので、ご留意くださいますようお願いいたします。なお、

意見交換時からは自由に動かしていただけるように設定をさせていただきます。途中タブレットが動かなくなった場合につきましては、お近くの職員にお知らせくださるようお願いいたします。

続きまして、次第の3「諮問」となります。本来ですと、市長から諮問を行うところですが、市長の代理としまして、環境局長より当審議会への諮問書を会長にお渡しさせていただきます。増田会長、恐れ入りますが前のほうへお願いいたします。

3. 諮問

事務局 局長

さいたま市環境審議会会長様、さいたま市環境基本計画に関する事項について諮問いたします。諮問事項「さいたま市環境基本計画に関する事項」、諮問理由「地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、第2次さいたま市地球温暖化対策計画（区域政策編）等の改定をする必要が生じたため」以上よろしく申し上げます。さいたま市長、清水勇人代理、環境局長の瀧口でございます。

会長

承知いたしました。

事務局

ありがとうございます。ここで瀧口局長におきましては次の公務がございますので、会議途中で中座させていただきますことをご了承いただきたいと思います。と存じます。

事務局 局長

すみません、ここで失礼いたします。

事務局

それでは議事に移らせていただきたいと思います。なお、委員の皆さまがご発言される際につきましては、お手元のマイクのボタンをオン、一旦押していただくようお願いいたします。また発言が終わりましたら、もう一度押していただいてオフにしていただくようお願いいたします。

ここからの進行は会長をお願いしたいと思います。それでは会長お願いいたします。

4. 議事「第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定について」

増田会長

増田でございます。改めまして本日進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第の4、議事を進めてまいります。まずは、本審議会は公開としておりますけれども、本日の傍聴希望者について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の審議会には1名の傍聴希望者から申請がございます。

増田会長

ありがとうございます。ただいまの事務局のご説明によりますと本日の審議会には傍聴希望者1名おられるということでございます。これより傍聴希望者に入室をしていただきますけれどもよろしいでしょうか。異議がないということで、それでは傍聴人に入室をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は1件の議事がございます。時間の都合もございまして質疑応答も含めておおむね60分で進行をさせていただきます。本日時間内に出しきれなかったご意見につきましては、後日書面にて事務局に提出をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。議事、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定についてということで議題といたします。最初に事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

庁内課

はい、改めまして、脱炭素社会推進課長の中園と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から本日の議題、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定について、資料1に沿って説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

2ページ目になりますけれどもまず現状の計画についてご説明をさせていただきます。赤枠で囲ってございます、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、さいたま市環境基本条例を根拠とした環境基本計画に包含される形で定めておりまして、国の法律、いわゆる温対法により策定が政令市については義務づけがされているところです。今回、令和3年3月に策定しました本計画について、国の法改正等に伴い、新たに改定するものでございます。また、左下に赤字で示してございますが、本改定に合わせて、市役所内の取組でございます、事務事業編につきましても、改定する予定でございます。

3 ページ目となります。今回の計画改定のポイントといたしましては、大きく3つございます。1 点目は、国の法改正において、2030 年度温室効果ガス排出削減目標が上方修正されたことで、本市の計画と相違があるため修正を行うものです。

2 点目としてこちらも国の法改正において、新たに地域の再生可能エネルギー活用を重点的に推進する区域を促進区域と定め、関係法令の規制の特例制度が創設されたことから、本市の計画にも、促進区域の導入の考え方の整理をさせていただきたいというものでございます。

3 点目でございますが、皆さまにもご審議いただきました2022 年3 月策定のゼロカーボンシティ推進戦略、こちらの内容を今回の実行計画に反映したいと考えております。推進戦略については主に再エネに特化した内容としておりますが、進行管理も兼ねて、今後本計画に一本化していきたいと考えております。以上3 点を中心に今回の改定において検討を進めてまいります。

4 ページ目をご覧ください。改定のポイントについてご説明いたします。まず、国の法改正におきまして、国の温室効果ガス削減目標が2013 年度比で26%減から46%減を目指すとして上方修正をされ、さらに50%減の高みに向けて挑戦することを表明されました。こちら2021 年、令和3 年10 月に閣議決定をされております。なお資料の左下に国の今までの検討経緯を参考に示させていただいております。

次に5 ページ目をお願いいたします。今回のいわゆる温対法の改正内容については、前ページにもございましたけれども、国のロードマップの内容を踏まえたものとして、新たな実行計画として、区域施策編、事務事業編に反映させなければならず、ロードマップに示された国の目標値を下回っているもの等について、今回改定を予定するものでございます。

続きまして6 ページ目をお願いいたします。これは国の動向を踏まえまして、本市の削減目標を変更したいと考えております。2022 年3 月に策定したゼロカーボンシティ推進戦略では、温室効果ガス削減目標を2013 年度比で35%減から46%減としておりますが、国の目標値も踏まえ、推進戦略より一步踏み込み、50%以上を基本に検討を行ってまいりたいと考えております。目標達成に向けては、市民、事業者、市役所内のあらゆるステークホルダーを巻き込みながら進めていく必要があると承知しております。改正の中でその辺については、整理をしていきたいと思っております。

続きまして7 ページ目をお願いいたします。こちら参考でございますけれども、国の法改正後に、策定した他の政令指定都市を調べた表になります。全ての自治体で50%以上としている目標値を設定しております。これらも踏まえ、脱炭素先行地域にも本市は選定されておりますので、当然50%以上を目指してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして8 ページ目をご覧ください。こちらも参考になりますけれども、こちらも同じく法改正後に他の政令指定都市で策定した事務事業編の資料となります。市役所の削減率ですが、こちらも全ての自治体で50%以上となっているものでございます。現在本市の目標については41%としておりますけれども、区域施策編と合わせて、事務事業編のほう

も 50%以上を目指してまいりたいと考えております。具体的な数値目標については、これから精査してまいりますが、実りのある目標値が立てられるように検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして 9 ページ目をお願いいたします。続きまして改定のポイント 2 としまして促進区域の設定についてご説明をさせていただきます。簡単にご説明申し上げますと、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する地域、脱炭素化促進事業を推進するため、市町村が認定した促進区域内において地域に貢献する再エネ事業を行う場合、環境影響評価等の手続き事務等の省略を受けることができるといった制度でございます。こちらについては、現在さいたま市のほうから国に申請中でございます、重点対策加速化事業、国の交付金を受ける事業でございますけれども、こちらにおいても提案をしているところでございます。

では、実際どういった地域を指定するかについては、例えば小田原市を参考にしますと、市街化区域全域で指定をしております。ただ、本市の場合は、市街化区域に促進区域を設けることができない風致地区、場所で言うと大宮区の氷川神社周辺が風致地区になるのですが、そういったところが含まれておりますので、一律に指定することができないと考えております。

また、国から促進区域を設定するに当たりましては、街づくりとの整合性や再エネ導入ポテンシャルエリアなど、幅広い検討が求められているところでございます。今後、本市においては総合振興計画に掲げている、将来都市構造の枢軸を担う、大宮駅、新都心駅周辺、浦和駅周辺の都心、また、武蔵浦和、岩槻、浦和美園駅、日進・宮原地区の副都心、こういったところを中心に検討をしたり、また、今後、都市計画マスタープランでしたり、令和 6 年度に策定予定でございます立地適正化計画、こちらは補充機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとなりますが、こちらの計画等とも整合を図りながら、今後、市役所内で、また関係機関と調整を図りながら、検討を深掘りしていきたいと考えております。

続きまして、10 ページをご覧ください。改定の 3 つ目といたしまして、ゼロカーボンシティ推進戦略の内容を本実行計画に含め、実行計画の一元化を図っていきたいと考えております。ゼロカーボンシティ推進戦略では、右上のほうに記載しておりますように、再生可能エネルギー等の地産地消など再エネを中心に、基本施策としてまとめておりまして、これらの内容を反映していきたいと考えております。

また、重点対策加速化事業については記載の通りでございますが、脱炭素先行地域の先導的取組の深化、及び市内全域で横展開するための国の補助であります、重点対策加速化事業についても現在申請をしてございまして、本実行計画に含めるものとしたいと考えております。

これらを踏まえまして、この計画改定を機に市役所全体の計画でございます、事務事業編の見直しや、他局の新規事業の洗い出し、公共施設の再エネ導入の後押し、促進区域による

市民、事業者の意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

続いて 11 ページになります。こちらの資料については、本市の取組を時系列で整理したものでございます。ゼロカーボンシティ宣言から始まり気候非常事態宣言、脱炭素先行地域の選定を経まして、今回の実行計画改定を行いたいと考えております。

続きまして 12 ページ目をお願いいたします。本改定におきまして、審議会でのご審議につきましては、本日を含め全 3 回の開催を予定してございます。本日第 1 回では、先ほど局長から会長のほうにお渡ししました諮問、また、改定の方向性についてご説明をさせていただきます。

第 2 回では、中間報告といたしまして、改定の骨子案をお示しできればと考えております。

第 3 回では、改定の素案について答申をいただければと考えております。今後、環境基本計画、温暖化対策実行計画の区域施策編、事務事業編については、当初令和 3 年 3 月策定時の予定通り、令和 7 年度に中間見直しを行うこととしておりますが、今回の改定では国の法改正等、ポイントを絞り、スピード感を持った対応とさせていただきたく、全 3 回という短期間でのご審議となり、大変恐縮ではございますがご理解のほどよろしく願いできればと思っております。

続きまして 13 ページ目をお願いいたします。今後のスケジュールについてご説明申し上げます。まず、新計画については令和 6 年 3 月の策定を目標に検討を行いたいと考えております。先ほど皆さまにご説明させていただいた本審議会を経て、議会への報告をし、パブリックコメントを行っていく予定としております。その策定の過程におきましては、市民、事業者周知として、市民からの意見聴取や事業者アンケート等を実施してまいりたいと考えております。

以上が今後のスケジュールとなります。駆け足での説明で大変申し訳ございませんが担当課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

増田会長

ご説明ありがとうございました。事務局から改めまして「第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等」の改定についてということで、ご説明をいただきました。ここからは質疑応答ということでご質問、ご意見のあるかたは是非お知らせいただきまして、ご発言していただければと思いますが、改めまして今の資料 1 でございますけれども、最初に関連計画の関係性ですとか全体像をご説明いただきまして、その後は改定のポイントということで 3 点説明をいただきました。国の法改正、それから数値目標の修正など非常に重要な動向があるということ、それから促進区域の設定について、それから 3 番目がゼロカーボンシティ推進戦略等の内容を反映させていくというご説明でございました。それから今後の審議会の進め方、スケジュールということで、時間のない中で非常に重要な審議をしていかないといけないということで、第 2 回、第 3 回の見通しについてもご説明いた

いただいたことをごさいます。それではどの部分からでも結構でございますので、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

藤田委員

2点質問があります。1点目は2013年のCO₂量を基準にそこから50%減らすということだと理解しましたが、現状どうなっているのか知りたいです。また、もう1点は9ページの改定のポイント②のエネルギーの促進区域設定のポイントにあります、エネルギーの供給側だけでなく、需要側とセットで検討するというのが、具体的に例えばどうゆうことなのかというのを知りたいと思いましたので、質問させていただきました。

増田会長

どうもありがとうございます、2点ご質問いただきました。1つは、4ページのあたり、排出量の現状についての質問が1点。2点目が、9ページの促進区域設定のポイントの中で、供給だけでなく需要側とセットで検討するということですが、この具体的な内容について補足のご説明をいただければと思います。

庁内課

私のほうから回答させていただきます。まず1点目の現状の削減量ですけれども、推定の性質上、令和2年度が最新の数値になりますが、令和2年度については13年度比で5%減です。

藤田委員

それを50%までにしないといけないのですね。

庁内課

はい、そうです。現状、最新の令和2年度で5%減です。

次に供給側だけでなく需要側とセットでということですがけれども、この促進区域で事業するに当たっては、地域に貢献するような仕組みも合わせて事業計画として挙げていただく必要がございます、そういった観点から地域に貢献する例えば、地産地消などそういったところで発電するだけの考えではなくて地域にいか供給を考えるか、もしくは地域外になるかもしれないですけれども、そういった循環型の形を考えていくというような考えでこういった需要と供給をセットということを挙げています。以上です。

増田会長

大事なことかと思います。ありがとうございます。今後、今の地域内でいかに使っていくのか、どう貢献するのか、非常に大事なことかと思いますので、必要に応じてそういっ

た表現を盛り込んでいただければと思います。

それではぜひ続きまして、石井委員よろしく願いいたします。

石井委員

2点お尋ねしたいと思います。基準年度となる2013年度の温室効果ガス排出量はいくらか、それが令和2年ではいくらになり、50%削減で温室効果ガス排出量はどの程度とする必要があると言った具体的な数字が出てくれば、市民の理解も進むかと思いますがいかがでしょうか。

もう一点は、50%削減の目標の中身についてですが、さまざまな要素を積み上げることで何%程度の削減が可能となり、それでも足らざる部分を努力目標とするなど、具体的な内訳をお示しいただければ有り難いところですので、それについてもお尋ねしたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。特に市民に対するご説明の視点で、排出量の具体的な数値として定量的な表現、減らし方の内訳としてどのような積み上げをしていくのかというご質問をいただきました。よろしく願いいたします。

庁内課

最初の質問の数値については確認します。まず、50%の目標とするにあたって、実際の積み上げの部分と将来的に取り組むところの割合の話ですけれども、現段階ではゼロカーボンシティ推進戦略のほうで46%の削減目標を立てまして、そこまでのそういった分けはしておりますけれども、それを50%以上にする場合に、今既存で積み上げたもの、さらに積み上げるもの、それから将来における取組で削減していく部分は、今回の改定の検討の中で割合を出して、最終的にお示しできればと考えております。

先ほどのご質問について、私担当している林と申します。よろしく願いします。委員にご指摘いただきました、2013年度基準年度でおきまして、今696万トン排出しており、2030年度は半分なので、およそ350万トンとする必要があると考えてございます。また、先ほど課長が申し上げましたが、今の排出量削減量は5%前後でございます。このままいっても当然、目標達成ができませんので、実現可能となるように、今後の計画の中でしっかり市民の皆さんのご意見を伺いながら、進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

石井委員

市民としては、簡単に「ああそうですか」というわけにはいかない面もありますが、50%削減という目標は、国も含めて非常に困難なレベルだと思います。また、他の自治体より見劣りする目標内を出すわけにはいかないという事情もよくわかります。ただ、ある程度具体的に、この方策でこのぐらい減らし、他の取り組みでこのぐらい減らすといったことが出てくることを期待しております。

今後の審議の過程において、排出サイドでは分野別にそれぞれどの程度減らしてもらおうとか、山林や田畑などで温室効果ガスをどう吸収していこうとするかなどの具体的な内訳が詳らかになってくるものと思っております。

庁内課

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように国の削減目標より「さらに 50%の高みに挑戦していく」という表現を使っていますが、他都市を先ほどご参考で紹介しましたけれども、他都市がこうだからというよりは、さいたま市として目標値が絵に描いた餅にならないようにしっかりとした根拠を詰めつつ、なおかつ野心的な取組を入れた形での目標設定とさせていただきたいと思っております。

増田会長

ありがとうございます。石川委員。

石川委員

目標が 50%というのはわかりますが、各都市で数字的な量は違いますよね。単純に 50%と言っても一律ではないですよ。その 50%の目安、排出ゼロにする目標はわかりますが、全国レベル的にその排出量というのが、どの辺の数値を目標にしているのですか。千葉市からいろいろ出ていますが、単なる 50%であって先ほどの質問のようにわからない。700 万トンとか 350 万トンとか。350 万トンが理想なのか、国レベルの数値で。その辺のところを少しわかれば教えていただきたいです。

庁内課

目標数値については、紹介がありましたように 50%が軒並み並べられていますけれども、各地域の特徴ですとか、地域資源のポテンシャルですとかいうところで取組内容も色々と差が出てくるところだと思います。それぞれの都市の 50%に当たっての数値的な目標というのは内部はバラバラであると思えます。

石川委員

目安というのがあるのかなと思ひまして、ここに出てくる都市の数字はみんな 50%と言っても違うわけですね。

庁内課

そうですね、それぞれの市町村、例えば埼玉県であれば埼玉県内の排出量の半分というような形なので、委員がおっしゃるように排出量的には違います。

石川委員

それはもう、各市でバラバラということですね。

庁内課

お見込みの通りです。

増田会長

どうもありがとうございました。堀口委員よろしくお願ひいたします。

堀口委員

埼玉県庁の堀口でございます。本当に皆さんに見ていただいている表が、埼玉県はやる気がないのかなと見えてしまった気がしたのですけども、国の目標は 46%削減でさらに高みを目指すという目標になっております。まさに政令指定都市というのは、エネルギーをたくさん使っているところですし、ポテンシャルも高いわけですから、しっかりやっていただくという意味で、高みの 50%を目指していただくのは非常に適切であると私は思っております。埼玉県も全体から見ればポテンシャルがない県というわけではないので、46%という数字はどうかと若干感じるころがあるのですが、数字としてはそういうふうに思っています。

ただ、次のページの 8 ページにあります事務事業編については、埼玉県も 46%減と言いつながらも高みを目指すということを、計画上明言をして、県庁内の削減は、やはり 50%を目指していこうという形で動いています。皆さんがおっしゃっている 50%のイメージがわかりにくいというのは、このあと計画を基に色々な施策を打っていく中で 50%を作っていくその目標なので、今の時点ではこれをやります、あれをやりますというのはさいたま市さんのほうからも出ないのかなとは思ひのですが、色々なことをかき集めてさいたま市らしきを出しながら、50%を目指すというところではないかというふうに思っております。以上でございます。

増田会長

どうもありがとうございました。金子委員よろしく願いいたします。

金子委員

再エネ 100 宣言の金子です。さいたま市の数値目標に関して 50%ということで、横浜市や川崎市も 50%の目標なので、それと同等の目標を持つということは、重要なことではないかなと思います。ただ、皆さんからご意見出たようにこの 50%削減、しかも 2030 年までですから、2023 年も真ん中まで来ていることを考えると、残り 7 年でやらなければいけないということで、とても野心的です。今日は具体的な、どのようにやるかというところはテーマになっていないですが、元々この第 2 次さいたま市地球温暖化対策実行計画の中では、ありとあらゆる施策が挙がっています。ソーラー発電導入であったり、EV 化の推進であったりというところも、ありとあらゆる全てのことをやって本当に 50%いけるかどうかというところが、本当に厳しくとても野心的な目標です。できないかもしれないという目標を掲げてしまう、というところはあるかもしれないですが、ここに向かってありとあらゆることをやるという意思表示の数値だということで理解をしていますので、私はこの数値に関しては賛成しています。

あと一つ皆さんの認識で合わせておきたいと思うのですが、この 50%削減はさいたま市の中で全て再エネを作り出すとか、省エネをすごく頑張るととても慎ましい生活をするという意味ではなくて、必ずしもさいたま市で全部生み出す必要はなく、例えば埼玉県内で生み出す再エネをさいたま市に持ってきて地産地消をすることや、日本国内を見ればとてもポテンシャルの高い地域はありますので、そういう所から再エネを持ってきて使うということも含まれておりますので、皆の知恵を合わせて 50%はとても難しいですが、やっていくというのは目標値としては妥当ではないのかなと思っております。以上です。

増田会長

貴重なコメントありがとうございました。今、堀口委員と金子委員からコメントいただきましたが、何か事務局からもしありましたらお願いいたします。

庁内課

今、金子委員からもございましたように、例えば 50%という目標だった場合に金子委員のおっしゃる通り、なかなか地域内だけでの努力では賄えない部分があります。ということで、国が提唱する地域循環共生圏のそういったような考え方を取り入れて、その後のお話になりますが、他都市の再エネを活用する仕組みを作り出したり、あとは、カーボンオフセットや、二酸化炭素を再利用するカーボンリサイクル、そういった新技術的なところを取り入れながらやっていければなと思っています。ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。では、小口副会長よろしくお願いたします。

小口副会長

すみません、埼玉大学の小口です。今日の段階ではこの50%削減に同意するかどうかも決めていくことですか。50%を達成することは明らかに厳しいというのは、多分皆さん承知していると思いますが、やらなければいけないことも承知していると思います。年数も限られるということですから、具体的に多分いくつか案をお持ちだと思います。それをいくつかご紹介していただけますか。また、もし他のところに働きかけをしているのであれば、それも踏まえて率直に現状どのような状況であるかをお伺いしたいです。お差し支えない限りで構いませんので、よろしくお願いたします。

庁内課

まず、50%減をここでご承認いただくという趣旨ではなく、これからの中間報告に向けて削減目標の根拠となる施策等を並べながら、皆さまにお示しした上で、ご意見を伺いながら策定を進めていくことが趣旨でございます。

また、地域内だけでは賄えないというお話があった中で、どのようなところを施策として考えているかということについて、少し具体的なところとそうでないところがあるのですが、先ほど言ったカーボンオフセットといいますか、貯蔵する技術や再利用するなど、そういったところを実験的に行っていければと考えております。あとは他都市の再エネを活用することについては、現在バイオマスを盛んに行っておる市町村と連携できないかと検討を進めており、そういったところを少し活用できないかという協議を始めているところであります。

小口副会長

どうもありがとうございます。少し具体的になったと思います。それで、達成できそうな見込みはあるのか、あとどれぐらい努力しなければいけないのか、があればお願いたします。

庁内課

すみません、そこまでは説明的な数字は今現在ではございません。今後の検討をしていく中で、何%削減できるか、再エネをどのくらい調達すれば削減できるかなど今後も検討していきたいと思っております。

増田会長

ご質問ありがとうございました。市川委員よろしくお願いたします。

市川委員

他都市からという話ありましたが、前回のときも少し質問させていただいたのですが、個人レベルで再エネを契約していらっしゃる方の数値はどのように把握されているのですかと聞いたらその際は、把握していませんとおっしゃっていました。生協とか結構一括してエネルギー変えているところがあるので、やはりその把握はしっかりとできてないと駄目ではないかと思っております、その部分は少し進んだのかなというところをお伺いします。また、改定のポイント②で促進区域を設定していますが、設定すればただけ効率的にはできると思いますが、逆に言うと促進区域外のもの結局何も知らないまま、何が起きているかわからないままで、何も努力をしないままということになるのではないのか、そこに少し不安があります。その点いかがでしょうか。

庁内課

すみません、今のご質問は正直ですね、例えば戸建てでしたり、区域内にしても再エネで作った電気を活用している世帯や量は現状把握できていない状況でございます。電気の自由化を伴っている環境があるかもしれないですが、国のほうにも把握ができるような手法を少し検討してくれないかという要望は、出させていただいているところであります。前からの質問に引き続き、その辺を把握する術が確立できてない状況にあります。

もう1つの質問について、促進区域以外の周知は、さいたま市地球温暖化対策地域協議会など様々な団体さんにお邪魔させていただいて、出前講座をさせていただきます。また先ほど課長のほうからお話させていただきましたが、計画の策定にあたっては、市民等から意見聴取等をさせていただき、その中で計画に取り入れられるものがあれば、取り入れてまいりたいと考えております。以上です。

増田会長

ありがとうございます。渡部委員よろしく願いいたします。

渡部委員

1つ質問させていただきます。10ページの「重点対策加速化事業<国の補助事業：申請中>」の記述についてですが、国の補助事業で削減対策を実行していくということであれば、かなり実行性の確度が高い事業ではないかと思いますが、具体的にどのような事業が考えられているのでしょうか。

庁内課

10ページの下の方の四角の囲みに少し示してございますけれども、まず国の補助金を活用して、公共施設に太陽光パネルを設置するところで使わせていただくということと、間接補助という形で国からいただいたお金を市民の皆さま、企業の皆さまが設置していただく太陽

光パネルについて、補助させていただきたいというような内訳で考えております。以上です。

渡部委員

具体的には、事業の項目は結構数があるのですか。

庁内課

そうですね、その他の事業の項目であるのは、EVの普及啓発の補助などそういったものが項目にございます。

増田会長

ありがとうございました。その他ございますか。では、前田委員よろしく願いいたします。

前田委員

冒頭ですが、今回の地球温暖化対策実行計画は環境基本計画に包含されているというお話ありましたが、この基本計画もう1つ、いわゆる生物多様性地域戦略というものも包含をしていて、この環境基本計画自体はそれぞれを両立する形の計画ということになっています。これはさいたま市さんが謳っているわけではなく、世界的に条約に基づく中で気候変動と生物多様性のすごく大きな問題をそれぞれ両立する形で解決していくという、非常にハードルの高いことですが、世界的にも謳われていますので、今回の計画で削減目標を立てる中でも、一方ではその削減を進めていくことが、別の環境問題にも影響がないようにということも非常に重要になってきます。

そういう意味では9ページのところの促進区域に関係することが非常に重要になってくると思います。促進区域の裏返しとなる促進区域に含めることができないと認められる地域、これはもう完全に市の裁量で、これからまさに設定できる場所です。国、県のほうでは、今まで大まかな方針ということは示されていますが、地図レベルでさいたま市はこの辺が促進区域には含めないほうが良いというように、落とすには少し緩い設定しかないと思います。ここから先、市として促進区域というのは、どちらかというと削減をより進めるために新たに施設を設置するというようなことが主だった目的の括りとなっていて、その設備を設置するには、例えばそこが自然地だった場合に生物多様性に影響が出てしまう、去年一昨年に県内で一番有名になっていることが小川町のメガソーラーの関係で、あれは当然気候変動のためにやろうしていることですが、一方で生物多様性にとって甚大な影響が出ております。

今回のこのタイミングで適切に区域設定がなされれば、無用な軋轢や時間の浪費といたしますか、そのようなことも省けると思いますので、ぜひここは慎重に地図ベースで市の中で

はここが促進区域、ここは外すところなど、地図ベースで判断がつくように、採用段階でぜひ行っていただきたいと思います。その際に 8 ページの削減目標として政令指定都市の他の数値が出ていますが、このような数値とともに、他の自治体ではどのような促進区域、もしくは促進区域から外させているのか、十分参考になさると良いのかなと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。促進地域の区域設定と促進地域に含めないエリアを具体的に議論する重要性についてご意見いただきました。これについていかがでしょうか。

庁内課

ありがとうございます。その区域を設定するにあたっては、大変重要な観点かと思いますが、今のご意見もいただきながら、お話もありましたように他都市がどういった設定を取っているのか十分に見定めを行い、本市に合うものであれば、そういったものを採用しながら進めていければと思っております。どうもありがとうございます。

区域設定につきましても、例えば生物多様性がたくさんある、例えば道路 1 本を挟んで隣にするのではなくて、禁止されている区域のすぐ横の道路からも設けようなど、そのような形では考えてはなく、計画の中でしっかりと位置づけをしていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

増田会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。では、戸澤委員よろしく願いいたします。

戸澤委員

大変尽力して進められている事業、計画だと思うのですが、限られた財源で費用対効果とか考えるところで、10 ページの基本施策にあるように民間力を活用した再生可能エネルギー等の普及拡大といったビジネスを、既に技術を持った業者さんなどから持ち込み、ビジネスをやりながらやるというのは非常に効果的かなと思います。そこで、実際に手を挙げていただけるしっかりとした技術を持たれた民間の組織の方々というのが、実際にいらっしゃるなど、そのような情報について、もし支障がなければ教えてください。

庁内課

今、お話がありました民間事業者の協会や協議体というのは、既に確立している部分がございます。協力を得られるような体制は、今後実現的なものに進めていきたいと考えております。

増田会長

ありがとうございます。では、飯野委員よろしく願いいたします。

飯野（耕司）委員

今回集まった目的ですが、ここに出されている資料についての審議を行い、質問等があればということですか。その辺が少しわからないことと、地球温暖化対策実行計画は多分もう前にあると思います。今回は資料にある数字が違っている部分のみを今回改定したいという、その意見を多く、広く取る、そういうことで行っていますか。

庁内課

冒頭の資料で説明した中に大きく 3 つの改定ポイントがあるのですが、お話いただいた通り、国の法改正によって国の削減目標の上昇修正がございましたので、本市の今の目標値と乖離があるところがございます。そういったところを国のロードマップに合わせた改正が必要になるところから、数値を高い目標に合わせて検討していくことを考えております。

飯野（耕司）委員

多くの質問が出ていますが、改定しない部分の中にはそういうことが入っているのではないかなと思いますが、いかがですか。

庁内課

入っている部分もございますし、高みを目指していくにあたっては、更なる施策を積み上げる必要がございますので、ご意見をいただきながら改定を行う必要があれば今後していくという形となります。

飯野（耕司）委員

それから 11 ページですが、先行地域において電力由来の二酸化炭素排出実質ゼロとありますが、これは発電による二酸化炭素排出実質ゼロですか。

庁内課

そうですね、電力由来というところなので発電に係るエネルギーの部分で、例えば、石炭を使ったりそういうものがあると思いますが、そういったところの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという目標になります。

飯野（耕司）委員

わからなかったので、もう 1 度説明してください。

庁内課

電力由来なので、例えば電気を作るにあたっては、石炭であったりガスであったり、そういったものを使うと思いますが、それらを極力再生可能エネルギーで電気を増やしつつ、他都市で作っている再生可能エネルギー由来の電力を調達したりというところも併せて、2030年までに公共施設も含めて実質ゼロを目指していく目標になります。

飯野（耕司）委員

さいたま市は一部でソーラーとかでやっていますが、発電所はないですね。

庁内課

そうですね、発電所というものはないですが、例えばごみ処理施設でガスや蒸気を使って発電している電力で、かなり大きな発電をしていますので、そのような部分でいわゆる再エネ由来という電力になりますので、そういったところの活用も考えております。

飯野（耕司）委員

わかりました。どうもありがとうございます。

増田会長

ありがとうございました。金子委員よろしくお願いします。

金子委員

すみません、金子です。今のご説明の中で、既存の実行計画にプラスしてさらに色々な施策を行っていかねばいけないとお話があったので、意見を述べたいのですが、網羅的にできることがたくさん書いてあって素晴らしい内容だと思います。そこに付け加えていただきたいのは、新築住宅や建物のソーラー発電の義務化というのが東京都でも入りました。先日、川崎市でも入りましたので、次はさいたま市かなと思っていますので、ぜひこの点は見込んで検討を進めていただきたいと思っています。

それから、既存の実行計画では次世代自動車の推進という言葉になっていますが、はっきりとEVの促進や充電ポイントの拡充など具体的に踏み込めるかなと思っています。また、当初計画を作ったときはまだまだ蓄電池が高いという話だったと思いますが、現状で蓄電池の値段も下がってきており、それも組み合わせたところでの再エネの活用というところももっと踏み込めると思っていますので、ぜひこういったところをより踏み込んでいただきたいと思っています。

それからもう1点、促進区域の設定について、とても時間がかかることだと思います。市民への理解というのにも必要なもので、改定はこの年度内に行って来年の4月からということ

になっていますが、ぜひこの部分は先行して着手してほしいです。資料の中では市役所内で調整しながら区域設定と書いてありますが、ぜひ早い段階から市民や有識者に入っていたき、具体的な形で進めて、来年の春ぐらいにはこの「促進地域」に従って進めるところは進める、守るところは守るといような、ゾーニングがしっかりされて皆さんに理解をしてもらうということが整うような進め方をしていただければと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございます。色々ご提案も含めていただきました。

庁内課

いただきましたご提案は、この計画を改定するにあたって、取り組めるところはやってみたいと思います。

先ほど条例の話もですが、東京都や川崎市、京都、そういったところは存じておまして、まずは行政がしっかり再エネ 100%という取組を確立したのちに、市民の皆さまや事業者の皆さまにも条例になるかわかりませんが、そのような取組も大変有効だと思いますので、検討していく必要があると考えております。

増田会長

ありがとうございます。それでは 1 時間が経過しましたので、石井委員ともうひとかたで議論を終了したいと思います。石井委員よろしく願いいたします。

石井委員

1 点だけお伺いし、もう 1 点は要望ということで申し上げます。まずお尋ねですが、SDGs 債券を発行して、その調達資金をお使いになる用意があるのかどうか。というのも財政資金を投入するということになると市の財政としても大変になるでしょうから、金利情勢をにらんで多少コストパフォーマンスに優れたものという意味で債券での資金調達も一案かなと思っていますので。

次に要望ですが、市民としてはさいたま市がゼロカーボンについてこのような取り組みをしているということ、できればワンワードで全国にアピールできるようなものを打ち出していただければ有り難い。シンプルなキャッチフレーズのようなものがあれば市民の理解も進み、協力も得やすくなると思いますので、そういうものを作っていただけないかというのが要望です。

庁内課

ありがとうございます。結論から申し上げますと SDGs ボンドについては本市では取り入れてございません。他所管が担当となりますが、本市に導入することがふさわしいかどうかも含めて、調査したいなと思ってございます。1点目については以上です。

ご要望についてはしっかりと市民がわかりやすいような形で計画にしたいと思います。ありがとうございます。

藤田委員

資料に載っている数字だけで見ても、今までは35%減の数字で計画していたものを、46%にするという案は、倍近い50%目指すということで、それかけられる年はもう2030年まで7年もなく、今年1年かけてゆっくり計画を立てるのは遅いと思いました。ただ、すぐに今日、明日でどんどん進むとも思えませんので、仕方がないと思いますが、調整をして皆さんの合意を取り付けることを行っていると、すぐに1年2年経ってしまいますので、ここは環境局の方々に、リーダーシップをとっていただきたいです。私の想像ですが数年経つとまた異動なさるのかもしれないと思いますが、そのときまでの成果をぜひ出していただきたいことが私の要望です。

また、35%から46%という数字はほぼ倍ということで、積み上げでは無理だと思います。目標が高すぎるので頑張ったけれど駄目でしたという結論にもして欲しくないと思っていますので、やはりそこは先ほど出ていたような新築のように、あれはあれで問題があるという報道も読みましたけれども、問題のない施策はないので多少のところは目をつぶって行うしか本当に実現しようと思っただけなのかなと思います。その際に、意見もありましたが、例えば渋滞はエコカーなどいずれにしても非常にエネルギーが無駄になるので、渋滞を解消することや、都市の中の一定の地域に車を入れないこと、高層マンションの規制をすることなど、二酸化炭素がたくさん出ているところのような気がしますので、都市計画的なところの規制含め考えていただけたらなと思います。

セットにすることで、さいたま市の未来はこうなるという絵が描けると思います。例えば木がたくさんあり、人が歩いていて自転車が通っている、そのようなわかりやすい絵が描けるのではないかと思うので、そういうものを作って市民のかたに捉えていただけると良いかなと個人の意見ですけれども思っております。

庁内課

どうもありがとうございました。環境局だけではなくて全庁的に脱炭素、地球温暖化対策に取り組んでいく方針になっておりますので、しっかりと全庁を挙げて、できることは取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

増田会長

ありがとうございました。藤田委員から全体のまとめのようなご意見をいただきまして、

どうもありがとうございます。それでは時間になりましたのでこの場での質疑は終了とさせていただきますが、改めまして非常に重要なコメント、活発なご議論をありがとうございました。

私自身も改めて、社会の変化のスピードが速いということと、いろいろ動きが関連していることと、その中でも先手を打つといたしますか、本日さいたま市らしいという言葉もいただきましたが、取組を進めていく重要性ということを理解いたしました。そして、さいたま市が脱炭素社会推進課を新設されたということで、「脱炭素社会」というところ、が改めて重要かと感じました。高い目標をどう達成すればいいのかということと、達成するとどういう社会になるのか。本日のご議論でも今よりも魅力的で豊かな社会であってほしいという、「脱炭素社会」という言葉、特に「社会」という言葉には、そういう思いも込められているのではないかと思いますし、私達が目指すべきなのは「脱炭素社会」ではないかと考えています。それから、本日も度々ございましたが、この審議会の共通テーマでございます、市民の皆さまにわかりやすくどのように共有していけるのかということです。今日改めて資料を拝見しましたが、先ほどの「電力由来」という言葉にしましても、必ずしもわかりやすい言葉ではないところがあります。市民の皆さまにご説明するときには、改めて一つ一つ考える必要があるというようなことを感じました。ありがとうございました。その他ご意見等ある場合には後日事務局にご提出いただければと思います。事務局におかれましてはいただいたご意見を踏まえて修正ができる場所をご検討を深めていただければと思います。

それでは本日は議事 1 件ということで以上でございます。改めまして活発なご議論どうもありがとうございました。それでは、進行管理よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の発言しきれなかった追加のご意見等につきましては、配付しております別紙の意見書につきまして、5月12日の金曜日までにご提出いただければと思いますので、お願いいたします。なお、提出につきましては任意の様式でも大丈夫でございますので、お願いいたします。

また今回、委員の皆さまのご任期が令和5年7月16日となっております。任期内の審議会開催の予定はありませんので、本日が最終回となっております。本日諮問させていただきました事項につきましては、継続してご審議いただくよう、新委員にお願いしたいと考えており、ご容赦いただければと思います。お願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、環境共生部長からご挨拶申し上げます。

5. 閉会

事務局 部長

大塚でございます。本日は委員の皆さま方には大変お忙しいところ、会議にご出席いただ

き、また活発なご議論、貴重なご意見いただきました。ありがとうございました。

また皆さま方におかれましては、この環境審議会の委員として 2 年間にわたり貴重なご意見を賜りましたことにつきましても、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。任期中の会議の進行、内容について行き届かないような面も多々あったかと思いますが、お詫び申し上げますとともに、今後、引き続きさいたま市環境行政にご支援、ご協力いただきたいと思います。私、本日聞いて感じたのですが、脱炭素は国も大きく舵を切りましたし、我々市民も昨今の気候変動による異常事態や台風でしたり、海外での森林火災ももしかしたらそのような影響なのかもしれません。そういうものを非常に感じています。先ほど委員の皆さまからも高みの目標ができるのか、でもやらなければいけないこと、確かにその通りだと思います。計画にどこまで施策を落とし込めるかというのは、また別かもしれませんが、掲げた目標達成できるよう各施策の根拠みたいなものもしっかりと積み上げて、脱炭素に向けた施策が推進できればと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

最後に委員の皆さまのご健康とご多幸をご祈念いたしまして、簡単でございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局

それでは以上で、環境審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(了)